令和５年第１回弥彦村議会（３月）定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和５年３月２３日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１	承認第　１号	専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１２号）
日程第　２	議案第　１号	令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１３号）
日程第　３	議案第　２号	令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　４	議案第　３号	令和４年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第　５	議案第　５号	令和４年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第　６	議案第　６号	弥彦村個人情報保護法施行条例の制定について
日程第　７	議案第　７号	弥彦村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第　８	議案第　８号	弥彦村村営住宅条例及び弥彦村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　９	議案第１０号	弥彦村保育園条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第１１号	弥彦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第１２号	弥彦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第１３号	弥彦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第２７号	三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について
日程第１４	議案第２８号	令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第１４号）
日程第１５	請願第　１号	行政書士制度及び行政書士法への理解を深め普及啓発を行うことについて
		（以上１５案件　総務文教常任委員長報告）
日程第１６	議案第　９号	弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７	議案第１４号	弥彦村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１８	議案第１５号	弥彦村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１９　議案第１６号　弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第１７号　弥彦村空家等の適切な管理に関する条例の制定について
日程第２１　議案第２５号　燕・弥彦総合事務組合規約の一部を変更する規約について
日程第２２　議案第２６号　弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定について
（以上７案件　厚生産業常任委員長報告）
日程第２３　議案第　４号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）
日程第２４　議案第２２号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計予算
（以上２案件　競輪特別委員長報告）
日程第２５　議案第１８号　令和５年度弥彦村一般会計予算
日程第２６　議案第１９号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計予算
日程第２７　議案第２０号　令和５年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算
日程第２８　議案第２１号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計予算
日程第２９　議案第２３号　令和５年度弥彦村温泉事業特別会計予算
日程第３０　議案第２４号　令和５年度弥彦村下水道事業会計予算
（以上６案件　予算審査特別委員長報告）
日程第３１　議案第２９号　弥彦村教育委員会教育長の任命について
日程第３２　発委第　１号　弥彦村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第３３　議員派遣の件について
日程第３４　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
日程第３５　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について
日程第３６　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	樋浦久夫	２番	花井譲温
３番	那須裕美子	４番	丸山浩
５番	古川七郎	６番	板倉恵一
７番	柏木文男	８番	小熊正
９番	本多隆峰	１０番	安達丈夫

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本間芳之	教育長	林　順一
総務部長	志田　馨	産業部長	髙橋信弘
総務課長	斎藤雄希	デジタル行政推進課長	宇野　誠
税務課長	浜田禎介	防災課長	小林健仁
住民課長	小出将浩	福祉課長	坂爪明博
健康推進課長	松井裕美子	農業振興課長	鈴木光英
観光商工課主幹	丸山竜一	建設企業課長	丸山栄一
公営競技事務所長	柳川治美	会計管理者	水沢正一
教育課長	富田　憲		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤和恵	書記	春日史子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第１回弥彦村議会３月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、承認第１号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第12号）から日程第15、請願第１号　行政書士制度及び行政書士法への理解を深め普及啓発を行うことについてまでの専決補正予算１案件、補正予算５案件、条例７案件、その他１案件、請願１案件を一括して議題といたします。

以上の15案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について御報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、報告をいたします。

令和５年第１回３月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月10日午前９時45分から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は５名、全員であります。

説明のため出席した者、村長、教育長、総務部長、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は専決補正予算１案件、補正予算５案件、条例７案件、その他１案件、請願１案件の15案件であります。

なお、本委員会は厚生産業常任委員会と連合により審査を行いました。

委員長開会宣言の後、付託された請願を除く14案件につきましては、会期初日に提案説明が行われており、請願１案件につきましては紹介議員より趣旨説明いただくことから、早速審査に入

りました。

付託された専決補正予算１案件についての審査では、ふるさと納税寄附金が増額した理由は、また、返礼品の数はどれぐらいかとの質疑に、寄附額増額の要因は、ポータルサイトを追加したことと、魅力ある返礼品を増やしたことである。また、返礼品の数は季節によって変わるが、300品程度であるとの答弁でありました。

次に、補正予算５案件についての審査では、橋梁補修工事費1,400万円、村道新設改良工事費930万円について、翌年度へ繰り越す理由はとの質疑に、橋梁補修の矢川排水１号橋は、矢川の水位が高い際は工事の足場が組めないこと、鋼材など品不足により材料の納品遅れの原因である。

また、鮒穴大橋の欄干修繕及び村道浅尾線の道路改修は、国の補正予算に伴う追加交付金のため、来年度への繰越事業となるとの答弁でした。

空き家除去等支援業務委託料及び除去等工事費について、空き家の持ち主がこのままでよいといった場合、法的に強制処理した工事費は請求できるのかとの質疑に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家の認定、助言または指導、命令、勧告、行政代執行の順番に除去に向けた手続を行う必要がある。最終的に行政代執行を行う場合は、行政代執行法により、工事費を法的に徴収することができるとの答弁でした。

マイナポイント付与期限が５月末まで再延長されたが、今後の対応は従前と同じ業務委託か、その効果及びマイナンバーカード交付状況について伺うとの質疑に、マイナポイント付与期限が延長されたため、マイナポイント申込等支援業務についても委託期間の延長を予定している。マイナンバーカードの交付枚数について、２月末で5,441枚、交付率69.7％で、県内６番目となった。

効果は、マイナポイント申込等業務を委託することで、職員がマイナンバーカードの申請、交付業務に集中でき、迅速な交付と待ち時間の短縮につながることができたとの答弁でした。

感染症対策等支援事業の活用で小学校に体温計、噴霧器を購入するとのことだが、中学校及び保育園には整備されているのかとの質疑に、体温計、噴霧器は中学校及び保育園ともに整備済みである。小学校も既に整備済みであるが、学校からの要望で追加購入を行うとの答弁でありました。

続いて、中学校では、二酸化炭素濃度計を購入するとのことだが、小学校及び保育園には整備されているのかとの質疑に、二酸化炭素濃度計は小学校及び保育園には整備されていない。今後の状況に応じて検討するとの答弁でした。

財政調整基金積立金２億円の増額はなぜできたのかとの質疑に、令和３年度の新型ウイルスワクチン接種事業については迅速に実施する必要があったため、競輪事業特別会計から２億円の繰入れを行った。結果として、ワクチン接種の事業費については国の補助金等により全額措置されたため、競輪事業特別会計からの繰入金は令和３年度決算の余剰金として令和４年度予算に繰り越された。その余剰金２億円を財政調整基金へ積み立てるものであるとの答弁でした。

グループホームこいての本体工事費には、中庭工事費を含むとの説明を受けた。少し高額に感

じるのだがとの質疑に、中庭工事費の内訳としては、各部屋から外へ出る際の犬走りの工事、及び手すりなどの設置工事が含まれている。この外部工事は当初外構工事に含め予定するとしていたが、本体工事に含めて工事することとしたため増額となったとの答弁でした。

次に、条例７案件についての審査では、弥彦村個人情報保護条例が廃止され、新しく弥彦村個人情報保護法施行条例を制定するが、災害発生時における住民の安否確認などにおける該当者の氏名や年齢などの扱いは改正されるのか。また、災害が発生した場合の安否確認などの方法はとの質疑に、弥彦村個人情報保護条例における取扱いと、改正個人情報保護法における取扱いに変更はなく、災害対策基本法に基づく場合は個人情報を提供することができる。

住民の安否確認について、国は積極的な個人情報の活用を検討すべきであると示している。災害時には、警察署、消防署、消防団等と協力・連携し、迅速に安否確認を行っていくとの答弁でありました。

次に、その他１案件についての審査では、質疑はございませんでした。

次に、請願１案件については、本請願の紹介議員の丸山浩委員により請願趣旨の説明があり、審査に入りましたが、質疑はございませんでした。

以上が主な審査内容でした。

本委員会に付託された専決補正予算１案件、補正予算５案件、条例７案件、その他１案件の14案件については、村長報告、提案のとおり承認、可決することに決定いたしました。

また、請願１案件については、審査の結果、採択することに決定し、執行機関に送付し、その処理と結果の報告を請求するものといたしました。

報告は以上であります。

令和５年３月23日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、承認第１号　専決処分の報告について　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第12号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、承認第１号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第１号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第13号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第１号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第２号　令和４年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第２号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３号　令和４年度弥彦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第３号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第５号　令和４年度弥彦村下水道事業会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第５号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第６号　弥彦村個人情報保護法施行条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第６号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第７号　弥彦村情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第７号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第８号　弥彦村村営住宅条例及び弥彦村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第８号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第８号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号　弥彦村保育園条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第11号　弥彦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第12号　弥彦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号　弥彦村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第27号　三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第28号　令和４年度弥彦村一般会計補正予算（第14号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第１号　行政書士制度及び行政書士法への理解を深め普及啓発を行うことについて、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第１号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、請願第１号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択された請願は、地方自治法第125条の規定により執行機関に送付することといたします。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第16、議案第９号　弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第26号　弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定についてまでの条例５案件、その他２案件を一括して議題といたします。

以上の７案件につきましては厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男議員）　おはようございます。

令和５年第１回３月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月10日午前９時から委員会室において開催をいたしましたので、報告をいたします。

審査での出席委員は５名であります。

説明のため出席した者、村長、総務部長、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会において付託された議案は条例５件、その他２件であります。

なお、本委員会は総務文教常任委員会と連合審査により審査を行いました。

委員長開会宣言の後、７案件につきましては会期初日に提案説明が行われており、早速審査に入りました。

付託された条例５案件についての審査では、子ども医療費無料化について４月以降も継続としているが混乱なく進められるのか。また、その周知方法はとの質疑に、国保連合会と社会保障診療報酬支払基金及び県内の医療機関に対して無料化継続の周知は完了しており、対象者へは広報やひこで周知する予定である。また、４月からの新しい受給者証については、３月下旬に届くよう準備を進めているとの答弁でありました。

その他２件についての審査では、生活支援ハウス、ほがらか荘の指定管理者の指定について、１年間としている理由はとの質疑に、令和２年度末に弥彦村から社会福祉協議会へ業務の改善や体制の見直しを要望したことによるものであるとの答弁に対し、今回の更新も１年となったのは、まだ改善がなされていないということかとの質疑に、会長の変更や介護保険事業の改善が見られたので、次回の更新はグループホーム、こいての指定管理者と合わせ、３年で委託する予定であるとの答弁でした。

以上が審査内容です。

本委員会に付託された条例５案件、その他２案件の計７案件については、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

報告は以上であります。

令和５年３月23日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　柏木厚生産業常任委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、議案第９号　弥彦村子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第９号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第９号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号　弥彦村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号　弥彦村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第16号　弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号　弥彦村空家等の適切な管理に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第25号　燕・弥彦総合事務組合規約の一部を変更する規約について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第26号　弥彦村生活支援ハウスの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第23、議案第４号　令和４年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）及び日程第24、議案第22号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計予算の２案件を議題といたします。

本案件につきましては競輪特別委員会に審査を願っておりましたので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　令和５年第１回３月定例会競輪特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、３月定例会において付託された議案を審査するため、去る３月15日午前10時から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は10名であります。

説明のため出席した者、村長、総務部長、産業部長、公営競技事務所長及び副所長２名であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、担当所長から報告事項について説明があり、質問に入りました。

令和５年度上半期日程表の作成に当たり、日程調整会議では希望どおりと考えるかとの質問に、全国調整などもあるので、全て要望がかなう訳ではないとの答弁でした。

最近の日程調整会議では、どのように開催日程を決めているのかとの質問に、弥彦は関東エリアに属するが、ＦＩ開催の人気の日程はくじ引で決まる。昼間のＦⅡ開催も、関東では弥彦・立川・取手と開催場が少ないため、希望は通るが、最終的には全国調整となる。ミッドナイト競輪は完全に全国調整となり、枠を示され選択するという方法であるとの答弁でした。

前橋競輪場を借り上げてのミッドナイト競輪の委託料率はどのくらいで契約しているのかとの質問に、前橋市へ支払う事務委託料は、売上額の3.45％で契約の予定であるとの答弁でした。

前橋での借上げミッドナイト競輪の開催時は、職員の配置など、どのように考えているかとの質問に、前橋競輪場へは前検日に所長・所長代理の２名を、３日間の開催中は所長代理１名での執務を考えているとの答弁でした。

令和５年度は寛仁親王牌開催であるのに、収益の減額見込み理由は何かとの質問に、５年度はミッドナイト競輪４節を前橋で借上げ開催するため、収益を少なく見込んだものであるとの答弁でした。

令和７年度以降は競輪場での大きな改修等の工事もなくなると予想されるがとの質問に、弥彦競輪場は古い施設が多く、今後も改修箇所は出てくると思われる。ここで改修が終了という訳ではないとの答弁でした。

今後も売上げが順調であれば多くの収益が見込まれ、基金残高も増えていくと思われるが、このお金をどのように使っていく予定かとの質問に、規模の大小はあると思うが、施設等の改修費の確保は必要である。次に災害時の拠出金の準備、福祉・子育てなど様々な基金化などを考えている。競輪の収益自体が流動的な要素があるので、安定的な利益の確保に努めていきたいとの答弁でした。

鹿苑側入場口新設工事に伴う給水管移設工事であるが、部分的な回避ではなく給水管全体の移設となるのか。また、工事を急いでいるとのことだが、３月議会中に提案されるのかとの質問に、この工事が給水管に沿っての工事となるため、今後給水管に不具合が出た場合、修繕等を容易にするための移設工事である。３月末に行われる臨時議会に提案予定であるとの答弁でした。

以上が報告事項の審査内容でした。

次に、本委員会に付託された議案は、令和４年度補正予算（第５号）及び令和５年度当初予算２案件であります。

付託された２案件については、議案説明会及び初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

最初に、令和４年度補正予算（第５号）についての審査では、ＪＫＡからの開催経費負担金収入とあるが、事業内容を知りたいとの質疑に、本場開催時に選手を宿舎へ輸送するバス添乗の業務代行料であるが、１開催が当初より増となったため実績に合わせたものであるとの答弁でした。

財政基金・整備基金は総額幾らになるのかとの質疑に、今回の補正額を増額し13億8,540万円となるとの答弁でした。

バス・タクシー借り上げ料の減額について伺いたいとの質疑に、当初予算では感染症対策として全て大型バスで算定していたが、平日は利用者が少なく小型バスにて運行したため、経費の減額となったとの答弁でした。

競輪宿舎の増築工事が見直しとなったが、寛仁親王牌・記念競輪開催時において支障はないかとの質疑に、現在、普通開催においては宿舎の収容人員、選手管理等の問題はない。ＧⅢ以上の開催では参加選手数が増加となり、感染症対策として分宿という方法もあるが、令和３年度の寛仁親王牌開催、今年度の記念競輪でも実施しているため支障はないと考えるとの答弁でした。

続いて、令和５年度当初予算についての審査では、５年連続で弥彦競輪サイクルチームから合格者が出ているということだが、弥彦競輪ではどのような支援・援助を行っているのかとの質疑に、この活動は弥彦サイクリングパークの事業としており、毎年サイクリングパークへ補助金を出している。競輪場を使用した練習や指導者への報酬などの支援も行っているとの答弁でした。

競輪施設等整備基金に繰入金２億5,000万円とあるが、基金は合計で幾らとなるのかとの質疑に、令和４年度末基金残高合計は13億8,540万円の予定となり、そこから令和５年度施設整備基金より２億5,000万円の繰入金をする場合、取崩しを行うので11億3,540万円となるとの答弁でした。

スタンド屋根改修とあるが、工事の内容を伺いたいとの質疑に、令和２年度にスタンド席の座

席部分の改修を行ったが、そのときにできなかった中央及び宝光院側スタンドの屋根・支柱等の改修工事を行うものであるとの答弁でした。

場内防犯カメラ更新工事費の内容について教えていただきたい。モニターの設置場所も併せて教えてほしい。また、参考とした競輪場などはあるのかとの質疑に、場内防犯カメラ33台、モニターは１か所２台の５か所10台を予定している。モニターの設置箇所は、開催執務委員長室、公営競技事務所、警察官詰所、自警本部、集計センターの５か所を考えている。参考見積りのため前橋競輪場を手がけた業者に依頼したとの答弁でした。

防犯カメラ更新の必要性は十分に理解したが、設置から30年以上経過とあるが、なぜ30年も更新がなかったのかとの質疑に、予算面もあるが、場内の改修工事等もあり設置範囲が不確定だったことや、設置業者等が見つからなかったなどの背景があるとの答弁でした。

以上が主な審査内容でした。

本委員会に付託された補正予算１案件、当初予算１案件については、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

報告は以上であります。

令和５年３月23日、競輪特別委員会委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、議案第４号　弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第５号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第４号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第22号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

（午前１０時５２分）

○議長（安達丈夫議員）　再開いたします。

（午前１１時１０分）

◎予算審査特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第25、議案第18号　令和５年度弥彦村一般会計予算から日程第30、議案第24号　令和５年度弥彦村下水道事業会計予算までの当初予算６案件を一括して議題といたします。

以上６案件につきましては予算審査特別委員会に審査を願っておりましたので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、本多予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（本多隆峰議員）　令和５年第１回３月定例会予算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、３月定例会において付託された令和５年度当初予算について審査をするため、去る３月13日月曜午前９時から委員会室において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は10名であります。

説明のため出席した者、村長、教育長、総務部長、産業部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和５年度当初予算６案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された６案件については会期初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

前半では、厚生産業関連の審査を行いました。

総務費では、住民票、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスが昨年10月から始まったが、その利用状況について伺うとの質疑に、今年２月末時点で119件の交付を行った。内訳は、住民票の写し68件、印鑑登録証明書51件である。また、村外のコンビニ交付は30件であったとの答弁でした。

民生費では、成年後見制度利用支援事業助成金の説明があったが、成年後見制度を利用している方は何人か、またどのような方が利用しているのかとの質疑に、成年後見制度の利用者は、令和４年６月30日時点、新潟家庭裁判所からの情報によると29人である。なお、利用者には、桜井の里や、やひこの里などの施設入居者が多いため、認知症の方や知的障害者の方等が利用していると考えるとの答弁でした。

衛生費では、看護職員修学資金貸付金の利用者数とそのＰＲ方法はとの質疑に、利用者は、令和３年度は新規１名、令和４年度は新規１名、継続１名である。ＰＲは、広報紙、村及び県のホームページで行っているとの答弁でした。

農林水産業費では、枝豆加工・流通試験委託料及び氷感冷蔵システム使用料について伺うとの質疑に、枝豆加工・流通試験委託料とは、氷感冷蔵システムの鮮度保持効果を客観的に検証するために行う。冷蔵保管後の枝豆の食味と栄養価を分析するための費用である。また、氷感冷蔵システム使用料とは、令和５年の枝豆出荷時に合わせ本機をレンタルするための費用である。

なお、５月の弥彦むすめから10月の肴豆まで、品種ごとに鮮度保持効果を検証する予定であるとの答弁でした。

高品質米生産者に対する支援及び物価高騰に対する農業資材の支援について伺うとの質疑に、高品質米生産者に対する支援には、高付加価値米生産助成及び無無米作付定着支援がある。高付加価値米生産助成の対象は減減50以上の栽培であり、10ａ当たり500円を助成するものである。無無米作付定着支援は、第三者認証取得者には10ａ当たり１万5,000円を、取得していない場合は10ａ当たり5,000円を助成するものである。

次に、物価高騰に対する農業資材への支援は、枝豆種子と生分解マルチの購入費に対し30％を助成するものであるとの答弁でした。

商工費では、商工振興事業補助金はどのような補助金かとの質疑に、弥彦商工会が地域振興及び商工の振興に資する事業を行う際の事業費に対する補助金であるとの答弁に対し、商工振興事

業補助金は、あらかじめ商工会への聞き取り調査や事前ヒアリング、あるいは補助金申請書等での提出を求めたものであるかを伺うとの質疑に、商工会には、商工振興事業補助金の趣旨、内容について説明を行い理解いただいている。補助金の額は、本来であれば事前に計画書等の提出を求めるものであるが、時間的に間に合わなかったため300万円を計上したとの答弁でした。

おもてなし広場の、管理運営と店舗の施設賃借料の算出基準について伺うとの質疑に、おもてなし広場の全体的な管理及び運営については弥彦観光協会に委託している。店舗の施設賃借料は、各施設の面積などから設定した金額を基に算定しているが、オープンから５年が経過し、売上げも順調であることから、賃借料の見直しを観光協会と検討する予定であるとの答弁でした。

地域おこし協力隊雇用委託料の内容と、地域おこし協力隊の現在の状況について伺うとの質疑に、地域おこし協力隊の雇用は、令和４年度同様に弥彦観光協会に委託しており、地域おこし協力隊雇用委託料の内容は地域おこし協力隊の人件費及び活動費である。地域おこし協力隊は、芸妓になるための稽古を中心に活動しており、１月に初めて踊りを披露した。このほかは観光案内所に勤務し、就任前の経験を生かし、ＳＮＳで観光情報の発信を行っているとの答弁でした。

弥彦公園管理委託について、以前は弥彦村シルバー人材センター管理となっていたが、その後、民間会社へ管理委託となった。新年度からの委託業務について伺うとの質疑に、弥彦公園管理は、令和元年度まで弥彦村シルバー人材センターに清掃等を委託していたが、樹木の伐採や計画的な植樹などの業務を含めた管理をお願いしたところ、会員の高齢化及び高所での作業ができないとの理由から断られた経緯がある。このことから、現在は民間会社に管理委託しているとの答弁に対し、公園管理に地元の造園業者とシルバー人材センターにお願いしてはどうかとの質疑に、弥彦公園は面積が広い。地元の方から入っていただきたいが、新年度は入札により委託業者を選定するとの答弁でした。

土木費では、住宅リフォーム及び空き家住宅リフォーム助成事業を計上していないが、廃止されたのかとの質疑に、事業は廃止していない。制度の見直しとともに、村長の考えを聞く必要があるため当初予算計上には間に合わなかった。今後は建築業組合と意見交換を行い、制度改正と補正予算を計上する予定であるとの答弁でした。

国民健康保険特別会計予算では、新規事業の特定健診受診率向上支援事業について、実際にどのように受診率を向上させるのかとの質疑に、この事業は県の国保連合会の支援を受けて行う事業である。特定健診未受診者の特定健診に準じた検査結果を、本人了承を得た上でかかりつけ医等から情報提供いただき、その検査結果を反映することで特定健診受診率を向上させるものであるとの答弁でした。

続いて、後半の総務文教関連の審査。

村税では、令和５年度村税が好調であると報告があった。詳細について伺う。また、年度末における滞納繰越分の見通し等についても伺うとの質疑に、まず、令和５年度村税の個人村民税については、令和４年分給与支払報告書から、新型ウイルス感染症の影響から脱しつつあると感じる。報道でも、新卒の給与を一気に５万5,000円上げる企業もあると報じられており、こういっ

た状況より増額とした。

法人村民税は、令和４年度当初予算では4,200万円、補正で7,800万円を増額し１億2,000万円としたが、既に２月末時点で予算を上回る約１億5,700万円の収入がある。この好調の要因は１社の納税によるものであり、令和５年度に確実に入ってくるとは限らない。よって、令和５年度予算は、この１社の影響を極力排し、他社の増額分等を考慮し見積りを行った。

次に、滞納繰越分の見通しは、１月末における滞納繰越分の収納額は約755万円で、収納率は7.7％、昨年比約154％であるため、滞納額の圧縮はできたと考えるとの答弁でした。

総務費では、高齢者運転免許証自主返納事業での一時的な支援では、交通の便が悪いため免許証の自主返納には踏み切れないと考える。もう少し支援が必要ではないかとの質疑に、燕・弥彦地域の公共交通との調整、免許を持っていない高齢者への支援との調整等も考慮し、高齢者が外出の不安をなくし、安心して免許を返納できる仕組みを考えていくとの答弁でした。

防犯カメラ設置工事の詳細について伺うとの質疑に、現在65基設置しており、令和５年度は５基の設置を予定している。通学路への設置については、弥彦村通学路の安全を考える会で検討を行い、地域での見回り困難な場所を選定し毎年順次設置をしている。また通学路以外にも、犯罪の抑止のため設置しているとの答弁でした。

図書館運営に必要なシステムＴＯＯＬｉ（ツールアイ）とはとの質疑に、ＴＯＯＬｉとは株式会社図書館流通センターが運営する図書館向けのサービスで、390万件以上の書籍データベースが検索できるシステムである。それらの情報を弥彦村の図書館システムに登録することで、利用者が書籍を検索できるようになるとの答弁でした。

消防費では、災害用備蓄食料品はアレルギー対応のものも備えられているかとの質疑に、災害用備蓄食料品を購入する際は、食物アレルギー対応食品（特定原材料等28品目不使用商品）を選んでいる。また現在備蓄しているマジックライスは、アレルギー対応のものとなっているとの答弁でした。

教育費では、重点施策事業について伺う。保育料無料化によりゼロから２歳児の保育園利用者が増えると想定されるが、保育士の増員について検討しているかとの質疑に、ゼロから２歳児の保育園利用率は伸びているが全体の数は減少しているため、入園者数は大きく変わらない。したがって、保育士も大幅に増員することなく運営できる見通しであるとの答弁でした。

休日の学校部活動の体制整備について、青少年スポーツ文化活動推進事業費171万8,000円のうち国からの補助金はあるかとの質疑に、青少年スポーツ文化推進事業費171万8,000円のうち、補助対象となるのはコーディネーターの報酬である。コーディネーターの報酬156万円のうち補助対象となるのは38万4,000円であり、補助率は３分の１であるため、国の補助金は12万8,000円である。また県の補助金も同じく３分の１で、12万8,000円であるとの答弁でした。

また、小・中学校の土日のクラブ活動は学校以外で行われているのかとの質疑に、令和５年度から７年度までの３年間が移行期間であるため、今はまだ学校部活動として活動している。今後、コーディネーターを入れた中で、地域スポーツ・文化クラブ活動の体制整備を図っていくとの答

弁でした。

以上が審査内容です。

本委員会に付託された当初予算６案件については、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

報告は以上であります。

令和５年３月23日、予算審査特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　以上、予算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、議案第18号　令和５年度弥彦村一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第20号　令和５年度弥彦村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第21号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第23号　令和５年度弥彦村温泉事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第24号　令和５年度弥彦村下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第２９号の上程、説明、質疑、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第31、議案第29号　弥彦村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

これから提案理由の説明を求めます。

それでは、村長。

○村長（本間芳之）　令和５年第１回弥彦村議会３月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第29号　弥彦村教育委員会教育長の任命につきましては、弥彦村大字中山、小野塚正史氏の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分なご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

令和５年３月23日、弥彦村長、本間芳之。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

議案第29号についてご質疑があれば許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま提案されました人事１案件は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略し、本日採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、本案は委員会の付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいまから採決いたします。

なお、採決の方法については、会議規則第82条第１項及び会議規則運用例第46号の規定により、無記名の投票で表決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、これから投票による採決を行います。

議場の閉鎖を願います。

〔議場閉鎖〕

○議長（安達丈夫議員）　議場の閉鎖が終わりました。

ただいまの出席議員は10名であります。

採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第２項の規定により、５番、古川七郎議員及び６番、板倉恵一議員の２名を指名いたします。

念のために申し上げます。投票は無記名投票です。

本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。なお、白紙、他事記載は、会議規則第84条の規定により反対とみなします。

これから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（安達丈夫議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を願います。

〔投票箱点検〕

○議長（安達丈夫議員）　異状なしと認めます。

これから議案第29号について投票を行います。

事務局長の点呼に応じ、議長席に向かって左手から右手に回るように進み、順次投票願います。

それでは、投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

○議長（安達丈夫議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これから開票を行います。

５番、古川七郎議員、６番、板倉恵一議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開　票〕

○議長（安達丈夫議員）　立会人は自席にお戻りください。

開票の結果を報告します。

投票総数９票

これは議長を除いた出席議員の数に符合いたします。

有効投票９票

有効投票のうち　　賛成９票

反対０票

以上のとおりであります。

したがって、議案第29号　弥彦村教育委員会教育長の任命につきましては、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第32、発委第１号　弥彦村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者、議会運営委員長の説明を求めます。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰議員）　発委第１号　弥彦村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を地方自治法第109条第７項及び弥彦村議会会議規則第14条第２項の規定により提出いたします。

この条例の制定については、国において、社会のデジタル化に対応した個人情報保護等の諸課題に対応するため個人情報保護法が改正され、全国共通のルールとして、弥彦村を含む地方公共団体に適用されることとなります。

しかしながら、議会については国会や裁判所と同様に自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいとのことから適用から除外されるため、弥彦村議会では、これまでと同様に、弥彦村と村議会の取扱いに差異が生じないようにすることが必要であると考え、弥彦村議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものでございます。

施行期日については、令和５年４月１日から施行するものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

令和５年３月23日提出、弥彦村議会議長、安達丈夫様。

提出者、議会運営委員会委員長、本多隆峰。

以上でございます。

○議長（安達丈夫議員）　以上で説明が終わりました。

ただいまの説明に対し質疑があれば、これを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発委第１号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発委第１号　弥彦村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、提案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第１号は提案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第33、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第34、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから日程第36、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長からお手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

◎退任・退職挨拶

○議長（安達丈夫議員）　ここで、今年度末に林教育長の退任があります。また、石塚住民福祉部参事並びに鈴木農業振興課長が退職されます。石塚参事は本日公務によりお越しいただけませんでしたが、教育長から退任のご挨拶と鈴木農業振興課長から退職のご挨拶の申出がありましたのでこれを許可します。

それでは、林教育長様、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（林　順一）　今ほど、後任の教育長さんを皆さん承認いただき、本当にありがとうございます。非常にほっとしているところであります。

私は、平成27年３月４日だと記憶しているんですが、教育長事務を担当している中で教育委員会制度が変わったりとか、また学校運営協議会制度が始まったりということで、いろんな制度が変わる中で業務に当たってまいりました。その中で、やっぱり議員の皆さんの教育に対する、教育というか、弥彦の子供たちに対する熱い思いをこの議場で感じさせていただき、また、教育委員会の取り組む方向について非常にご理解いただき、また応援いただいたというふうに記憶しております。それが大いに私の刺激にもなり、頑張らねばという、そういうふうな激励にも感じ取った議会であったなというふうに思っているところであります。

私、ここに赴任したときに、やっぱりそのつながりというものを、ちょっと自分ではキーワードかなというふうにちょっと思って、取り組んでまいりました。保・小・中のつながり、そして保護者、学校、地域のつながり。それが先ほどちょっと申し上げた、国の制度づくりの中で、ある面で一致してきたんではないかなというふうに思っています。そのことに関わって８年間、自分なりに取り組んで、また皆さんにご協力を仰ぎながら、今までやってまいりました。

そういうことで、自分なりに思ったこと、考えたことが皆さんのご協力で実現できてきているなということを、自分なりには感じているところでありまして、本当にこれも皆さんのおかげと、また私自身、幸せ者だなというふうに考えているところであります。

最初にちょっと申し上げましたとおり、後任のほうが小野塚教育長ということで、新教育長ということで決まりまして、また仕事ぶりに大いに期待するとともに、弥彦村の子供たちがまたこれからますますいろんなところで活躍し、また元気で社会へ、また弥彦村に将来貢献できる、そういう人物が育つことを願いながら、そして、教育委員会のますますの発展、そして弥彦村の発展を祈念して職を辞したいと思っています。

これからも弥彦村の子供たち、そしてまた弥彦村村政全体に関わっての応援団となっていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫議員）　教育長様、ありがとうございました。

続いて、鈴木農業振興課長。

○農業振興課長（鈴木光英）　早いもので、農業振興課長を拝命しましてから２年がたとうとしております。この３月末をもちまして農業振興課長の職を解かせていただくということであります。

振り返りますと、この２年間の間で、新型感染症の変異株との闘いであり、また国際的にはロ

シア・ウクライナの紛争、非常に世間が不安定になってきたかなというところをひしひしと感じております。

農業におきましても、肥料をはじめとしまして飼料、またエネルギー、その他生産資材、ほとんどを日本は輸入に頼っている訳でございます。非常に生産基盤が脆弱というのが日本農業の実情でございます。

そんな中、更に農業でなくてはならないものというのが人材であります。皆さんもご承知のとおり、日本の農業従事者がどんどん高齢化しております。担い手と言われる方々が非常に少なくなってきているということで、これが最も日本の農業において厳しい状況かなというふうに危惧しておるところでございます。

ちょっと前になりますけれども、ＴＰＰ（環太平洋パートナーズ協定）、それを結ぶときに有識者と言われる方々が、日本は仲よしの国をたくさんつくって、いざとなったら、そこから食料を輸入すればいいということがまことしやかに唱えられていた訳であります。ところが、この国際的な情勢不安にあって、今はそういうことを唱える方はほとんどおりません。食料安全保障ということで、自国の食料をしっかりと自分のところで守らなければ、安心した暮らしを国民に提供することができないというふうなことを、まさに今、世間が変わったということになります。

幸いにして、弥彦村はここ２年、３年の中で移住農業者が４名現れております。生産組織の従業員の方をはじめ、20代、30代、40代の若手の農業者が、近隣の市町村に比べますと非常に多いという明るい材料がございます。

私自身は、この３月をもちまして課長職を離れますけれども、しばらく農業振興課のほうに籍を置かせていただきまして、新しい体制の中で、弥彦村の若手の農業者を更に育み、弥彦村農業がますます発展しますように、微力ながら協力をさせていただければなというふうに思っております。どうか、議員の皆様におかれましても、農業振興のほうを是非ご理解いただきまして、またご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今までどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　これをもって３月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　令和５年第１回３月定例会に多くの議案をご審議お願いしたところ、全議案を全て全会一致で可決、承認いただき、大変ありがとうございます。また、本日提案した教育長の選任議案についても、全員賛成にてご承認いただき、感謝申し上げます。

令和５年度は、村も教育委員会も新たな体制でスタートいたします。村民のため誠心誠意努めてまいりますので、議会の皆様のより一層のご支援をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　それでは、最後に議長からご挨拶を申し上げます。

去る１月、弥彦村村長選挙が行われ、本間村長が誕生いたしました。本間村政がスタートいたしました。３月定例会において、専決補正予算１件をはじめ補正予算６件、条例12件、当初予算７件、その他３件、請願１件、人事案件１件、条例制定１件、合わせて32案件の全てが全会一致で村長提案のとおり可決され、３月定例会が無事終了いたしました。ご協力をいただきました議員、議会関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

一般質問では、村議会初の議員９名の方から、村の重点施策に関わる質問や今後の事業の発展に関係する質問があり、これからの村政発展につながるところであります。それから、ウイルス感染症対策では、マスク着用が緩和され、以前の生活状況に戻りつつありますが、これからも感染防止の手洗いやマスクによる感染防止など、十分注意していただきたいと思います。また、社会では物価上昇の波は収まらず、生活するに影響が大きいところであります。一日も早い物価安定が望まれております。

それから、先ほど、今月末に退任されます林教育長からご挨拶をいただきましたが、これまで弥彦村の教育行政に携わっていただいた８年間、誠心誠意職務に尽くされ、つながりということで、村の教育発展のために多大なる貢献をしていただきましたことに、深く感謝を申し上げます。これからは新たな人生がスタートいたしますが、健康に留意され、長年培ってこられました知識や技術を生かす教育の分野はもちろんでありますが、地域での活躍をご期待申し上げます。これからも末永く元気にお過ごしいただきたいと思います。

そして、このたび弥彦村教育長に任命されました小野塚正史様には、弥彦村の教育を担っていただきますが、弥彦村発展のためにご尽力をいただきますようお願いいたします。

それから、今年度末をもって石塚住民福祉部参事並びに鈴木農業振興課長のお二人が退職されます。お二人とも弥彦村役場に継続して勤めていただくという話を聞いております。本日は、石塚参事が公務のため欠席でありましたので、鈴木課長さんからご挨拶をいただきました。鈴木課長におかれましては、弥彦村の農業を大きく発展することの足がかりと、実践的に枝豆の栽培技術やブランド化に向けた取組など、もうかる農業を目指し、的確な農業技術向上に大きく貢献をしていただきました。これからも、持ち前の知識と技術を大いに生かし、これからの弥彦村農業発展に力を注いでいただき、農業発展に大きく貢献していただければと思います。

それから、各議員におかれましては、任期４年の満了を迎えようとしております。議員として再スタートの方も多いと思いますが、区切りとして４年間の議員活動、大変お疲れさまでした。

そして、各議員の皆様、職員の皆様、私、議長に対して４年間ご協力をいただき、またご指導をいただきまして、誠にありがとうございました。任期満了の日を迎えるまで臨時議会も予定さ

れております。皆さんとともにもう少し頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

もうすぐ令和５年度がスタートいたします。入学式や春の火災予防運動、そして交通安全運動も行われます。事故やウイルス感染予防など健康管理に十分注意をいただき、皆様の健勝と弥彦村の更なる発展にご尽力いただけますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和５年第１回弥彦村議会３月定例会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。

（午後　０時１０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署名議員　　那　　須　　裕　美　子

署名議員　　丸　　山　　浩